

令和2年(2020年)4月9日

保護者の皆様へ

小田原市子ども青少年部保育課

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る緊急事態宣言への対応について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る国の緊急事態宣言を受け、神奈川県は5月6日までの間、外出の自粛を要請することとしました。

**保育所につきましては、今までどおりご利用できますが、感染リスクを避けるためにも自宅等で保育が可能な方は保育所の利用をお控えください。**

また、安全な保育環境が確保できない場合※には、保育所からご家庭での保育をお願いする場合がありますので、その際にはご理解・ご協力くださるようお願いいたします。

なお、ご家庭等で保育された場合には保育料を日割り計算にて返還いたしますので、あわせてご承知おきくださるようお願いいたします。

※ 小中学校の臨時休校により保育士が家庭で児童を保育せざるを得なくなり保育士が不足する場合等

備 考

- ① ご家庭での保育をお願いする期間は、令和2年4月9日から5月6日までとしますが、国や県からの通知等により再度、変更することもございますのでご承知おきください。
- ② 保育所から依頼は、保育所からの協力のお願いであり、登園を拒否するものではありませんので、**保育の必要性があれば、これまでどおり利用できます。**
- ③ 保育料の返還時期や方法につきましては、あらためてご連絡いたします。ご不明な点は保育課までお問い合わせくださるようお願いいたします。また、6日以上としておりました保育料の還付対象期間はなくなりました。
- ④ 食材料費の返還につきましては、各保育所にご確認くださいようお願いいたします。

担当 保育課 保育係

Tel.0465-33-1866 Fax0465-33-1456